

日本基礎老化学会運営細則

1 (会費)

1-1 年会費は下記の通りとし、本会事務局または本会の指定する機関に納入する。

1-2 年会費

1-2-1 正会員は 7,000 円/年、理事 10,000 円/年、評議員 8,000 円/年、学生会員は 2,000 円/年とする。

1-2-2 賛助会員費は一口につき 50,000 円/年とする。

1-2-3 年会費は、会計年度の開始（4月1日）までに前納する。会費の納入のない場合は、その後の会務情報を発送しない。

2 (役員を選出等)

2-1 正会員による理事の選挙は連記無記名投票とする。

2-2 評議員は、地域毎にその正会員の連記無記名投票により選出する。

2-3-1 評議員の数は、正会員総数の 10%を超さないものとする。

2-3-2 評議員の選出に係わる定数は、当該会計年度当初の正会員数を基に算出し、定数の少数以下はこれを切り捨てる。

2-3-3 評議員選出のための地域は 5 区分とし、それぞれ次の各都道府県より構成される。

第 1 区：北海道、青森、岩手、山形、秋田、宮城、福島、茨城、栃木

第 2 区：埼玉、東京、千葉、神奈川

第 3 区：新潟、長野、岐阜、山梨、群馬、静岡、愛知、富山、石川、三重、福井

第 4 区：京都、滋賀、大阪、奈良、兵庫、和歌山

第 5 区：岡山、広島、鳥取、島根、山口、香川、徳島、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄、国外

2-4-1 理事および評議員の選出に係わる選挙事務は監事がこれに当たり、理事長の指名する理事、評議員の立会いのもとに開票する。

2-4-2 理事および評議員の選出に関する選挙結果は、学会サーキュラーに広告する。但し、理事および評議員に同一正会員が選出された場合は、理事選出に係わる得票を有効とし、当該地域評議員次点者をその定数まで順次繰り上げる。

2-5 選挙結果が確定後、選出された理事候補者はその任期発効に先立ち、互選により理事長候補者を、また理事長候補者は庶務理事、会計理事、編集理事候補者を指名することができる。

2-6 役員の任期は、会則第18条の規定により原則として4月1日から2年後3月31日までの2か年とするが、2年後3月31日と総会開催日との間の期間内に限り短縮または延長することができる。

2-7-1 通算3期以上にわたって役員を務めるか、または本会の発展に特に顕著な功績のあった、65歳以上の正会員は、評議員あるいは理事の推薦、理事会の決定を経て名誉会員とすることができる。

2-7-2 特に本会の発展あるいは基礎老化研究に顕著な功績のあった国内外の非会員を評議員あるいは理事の推薦により理事会の決定を経て名誉会員とすることができる。

3（会議）

3-1 総会

3-1-1 総会は正会員数の1/4以上の出席（委任状も含む）で成立し、その議決は出席者の過半数を必要とする。委任状は電子メール等を用いた電磁的方法による提出も可能とする（形式は別に定める）。

3-1-2 総会の議長は、原則として大会会長が務める。

3-2 理事会および評議員会

3-2-1 理事会および評議員会は、それぞれ2/3（委任状も含む）の出席で成立し、その議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。委任状は電子メール等を用いた電磁的方法による提出も可能とする（形式は別に定める）。

3-2-2 評議員会議長は、評議員の互選による。

3-3 学術会議

3-3-1 学術会議等の開催に当たっては、参加費を徴収することができる。

3-3-2 年次学術集会における演者は正会員、学生会員に限る。但し、とくに本会の依頼を受けたものはこの限りではない。非会員の参加については、そのつど定める。

4（附則）

4-1 本学会事務の一部は他の適切な機関に委託することができる。

4-2 本細則を変更する場合は、理事会および評議員会の議を経て総会に報告するものとする。

4-3 本運営細則は、平成12年4月1日より施行する。

(平成16年4月1日 一部改訂)

(平成25年6月5日 一部改訂)

(平成27年6月14日 一部改訂)

電子メールによる委任状様式

日本基礎老化学会（会員、評議員、理事）各位

XX年XX月XX日に開催される総会の成立にあたっては正会員の1/4以上の出席（委任状含む）、評議会、理事会の成立にあたっては構成員の2/3以上の出席（委任状含む）が必要となります。

欠席する方は、下記の引用部分をコピーの上委任状に必要事項を記入し、学会に登録済みの電子メールアドレスから、以下宛に送信下さい。

secretariat@jsbmg.jp

----- 以下 返信引用部分 -----

日本基礎老化学会 20XX年度総会（評議会、理事会）に欠席します。

会員番号：

所属（勤務先名）：

氏名：

■委任状■

平成 年 月 日

日本基礎老化学会 御中

私は議長（・その他 なんのたろべい氏）を代理人と定め、XX年X月YY日に開催される第XXX回基礎老化学会総会（評議会、理事会）における全議案の議決権を委任致します。

会員番号：

氏名：

（押印は不要です）